

入札公告の修正

次のとおり令和6年5月 29 日に入札公告した真駒内(6)構内線路等整備工事について以下のとおり一部修正します。

令和6年5月30日

支出負担行為担当官
北海道防衛局長 宮崎 順

2 競争参加資格

(6) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第 26 条第3項に該当しない工事の場合については専任を要しない。

ア 1級電気通信工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

- ・1級電気工事施工管理技士

- ・技術士で次に掲げるいずれかの部門

 - 「建設部門」

 - 「電気電子部門」

 - 「総合技術監理部門」(「建設」又は「電気電子」)

なお、「技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成 15 年文部科学省令第 36 号)」による改正前の部門、選択科目にあつては現部門及び現選択科目に対応するもの。

- ・これらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者

を

2 競争参加資格

(6) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第 26 条第3項に該当しない工事の場合については専任を要しない。

ア 1級電気通信工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

- ・1級電気工事施工管理技士

- ・技術士で次に掲げるいずれかの部門

 - 「建設部門」

 - 「電気電子部門」

 - 「総合技術監理部門」(「建設」又は「電気電子」)

なお、「技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成 15 年文部科学省令第 36

号)」による改正前の部門、選択科目にあつては現部門及び現選択科目に対応するもの。

- ・これらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者
 - ・上記の技士の検定種目に対応する建設業法第 27 条の 18 第1項の規定による実務の経験により監理技術者資格者証の交付を受けた者
- ただし、建設業法第 15 条第2号ただし書の政令で定める建設業は除く。

に修正する。